

## 会津若松市勤労青少年ホーム公衆無線 LAN 利用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、会津若松市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）が利用者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線 LAN によるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (サービスの内容)

第2条 利用者は、本サービスを利用してインターネットへの接続及びホームが発信する情報等を閲覧することができる。

2 本サービスの利用料は無料とする。

### (利用条件)

第3条 本サービスの利用は、本要綱に同意した者に対して認めるものとする。

2 利用者は、本サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守しなければならない。

3 本サービスを利用するための通信機器等の設定および操作は利用者が行うものとする。

4 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限等の必要な対策は、利用者が行うものとする。

5 本サービスの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

### (利用手続)

第4条 利用者は通信機器に表示される画面上で、ホームが示す SSID（無線 LAN アクセスポイント識別番号）及びパスワードの入力を行い、本サービスへ接続し、利用を行うものとする。

### (禁止事項)

第5条 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第三者及び当ホームの著作権、商標権等の知的財産権、プライバシー、肖像権その他の権利に不利益又は損害を与える行為及びおそれのある行為
- (2) 第三者及び当ホームへの誹謗中傷又は名誉若しくは信用をき損する行為
- (3) 第三者及び当ホームへの詐欺又は脅迫行為
- (4) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為

- (5) 第三者及び当ホームの機器・設備に無権限でアクセスし、又はポートスキャン、DOS 攻撃等によりその利用若しくは運営に支障を与える又はおそれのある行為
  - (6) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
  - (7) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
  - (8) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある犯罪に関する情報を扱う行為
  - (9) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
  - (10) ID 及びパスワードを不正に使用する行為
  - (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
  - (12) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
  - (13) 前各号にあげるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為又は当ホームが不適切と判断した行為
- 2 利用者が禁止事項を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、ホームは一切の責任を負わないものとする。

(サービスの停止)

第6条 ホームは、利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに本サービスの利用を停止することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) その他利用者としてホームが不適切と判断した場合

(損害賠償責任)

第7条 ホームは、利用者が前条のいずれかに違反することにより損害を被ったときは、利用者に対し、その賠償を請求できることとする。

(運用の中止要件)

第8条 ホームは、次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を中止できるものとする。

- (1) システムの保守及びホーム設備の点検工事を行う場合
- (2) 戦争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等により本サービスの運用を通常どおりに行うことができない場合
- (3) 本サービスに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事情がある場合
- (4) その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

(免責)

第9条 ホームは、利用者が本サービスで提供されるインターネット接続を通じて得られる情報等についていかなる保証もしないものとする。

- 2 本サービスで提供されるインターネット接続を通じて発生した、利用者の通信機器等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えい、利用者の損害について、ホームは一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、ホームは一切の責任を負わないものとする。
- 5 本サービスでは電波状況、回線状況によりその接続や速度は保障されないものとする。
- 6 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、ホームは一切の責任を負わないものとする。
- 7 ホームは、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更することができる。

(要綱の変更)

第10条 ホームは、利用者の承諾なしに、この要綱を変更することができる。

- 2 本要綱の変更後に本サービスを利用される場合、利用者は変更後の本要綱に同意したものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。